平成２２年（フ）第１５４５号
茨城県稲敷郡阿見町大字阿見4321―Ｃ棟、開始決定上の住所茨城県牛久市栄町４丁目201―２
破産者　林　　金作
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５４６号
茨城県稲敷郡阿見町大字阿見4321―Ｃ棟、開始決定上の住所茨城県牛久市栄町４丁目201―２
破産者　林　すみい
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７３５号
東京都練馬区関町北５丁目15―30―104
破産者　堀口　律子
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７８２号
東京都江戸川区江戸川１丁目９―127
破産者　森本　康裕
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９５２号
東京都江戸川区西葛西８丁目２―３―514
破産者　村石　涼子
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１９６号
東京都足立区関原３丁目30―１
破産者　三澤　修司
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２９８号
東京都足立区一ツ家３丁目23―15―101、開始決定時の住所東京都墨田区吾妻橋３丁目７―15―403
破産者　瀬尾　幸義
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２３５０号
東京都板橋区赤塚新町３丁目４―７
破産者　菅原由美子
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２３７０号
千葉県安房郡鋸南町大帷子416―６　大漁荘方保田漁場の寮、住民票上の住所宮城県名取市愛島笠島字上平４
破産者　田　　清治
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２４５４号
埼玉県入間郡三芳町大字北永井845―113、開始決定時の住所埼玉県入間郡三芳町大字藤久保701―29
破産者　岡崎　葉子
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２４７０号
東京都渋谷区初台１丁目50―４―207
破産者　藤川　敏男
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２４７１号
東京都渋谷区初台１丁目50―４―207
破産者　藤川ヒサ子
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２５５０号
千葉県四街道市鹿渡1031
破産者　中村　義晴
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２６２４号
東京都江東区南砂２丁目24―１―501
破産者　中島かほる
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２６２５号
千葉県船橋市二和東６丁目17番35号
破産者　有限会社細木原
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２６２６号
東京都武蔵野市境南町１丁目１―18
破産者　細木原聡士
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２６５３号
東京都葛飾区堀切３丁目８―８―202
破産者　上原　　毅
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２６６５号
東京都江戸川区南小岩８丁目11―９
破産者　金島明美こと　洪　　貞愛
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２６７４号
東京都世田谷区深沢３丁目９―９―202
破産者　菅野　　勲
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２６９２号
東京都新宿区西五軒町８―11―404、住民票上の住所東京都新宿区四谷１丁目21―３―Ａ
破産者　榎本　泰宗
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２７０６号
神奈川県横浜市鶴見区本町通１丁目35番地６
破産者　有限会社シンセイ架設工業
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部